

2 安全で安心して暮らせる社会づくり

① 犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会の構築

目標 犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会をつくります。

現状と課題

県内の刑法犯認知件数が、平成15年以降10年連続で減少するなど、治安が回復傾向にある中で、振り込め詐欺やひったくりなど県民の身近で発生する犯罪は依然高い水準にあります。

さらに近年、サイバー攻撃や遠隔操作ウイルスを使用した事件の発生など新たな形の犯罪も発生しており、凶悪犯罪をはじめとして多種・多様な犯罪の抑止と検挙に向けた強力な取組が求められています。

一方で、千葉県警察官一人当たりの人口負担率*及び犯罪負担率*は、全国でもワースト上位の状況にあります。

また、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚と主体的な取組も求められています。

取組の基本方向

犯罪に遭わない、犯罪を起こさせないまちづくりのため、県民と県、警察、市町村が一体となって、防犯意識の醸成を図り、地域コミュニティの結束力を高めるとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備することにより、地域の防犯力を向上させていきます。

また、生活に身近なコンビニエンスストア等と連携した地域安全活動に取り組みます。

さらに、犯罪を抑止するため、警察活動の基盤を強化し、犯罪を徹底して検挙することにより、県民の安全で安心できる生活を確保していきます。特に、急速に進む高齢化に対応して、高齢者が安全と安心を体感できる対策を推進します。

あわせて、犯罪被害に遭った人が、早期に立ち直り、平穏な生活を営めるよう支援体制を充実させます。



ヤング防犯ボランティア交流大会



防犯パトロール

主な取組

1 地域の防犯力の向上

地域の防犯力の強化と女性や子どもをはじめ住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、生活に身近なコンビニエンスストアなどに設置する「防犯ボックス」を拠点に、警察、市町村及び地域住民等が一体となった新たな防犯体制による見守りやパトロール活動などの地域安全活動を推進します。

さらに、自治会や事業者などが行う自主防犯団体*の結成を促進するとともに、人材育成や自主防犯団体間の交流を図り、パトロール資器材の整備を支援するなど、防犯活動の活性化を支援します。

あわせて、次世代を担う学生等のヤング防犯ボランティアを育成します。

- **コンビニ防犯ボックス*設置等モデル事業の推進**
- **自主防犯団体の結成促進**
- **自主防犯活動のレベルアップを図る講座及び防犯ボランティア交流大会の開催**
- **自主防犯団体の活動支援**
- **ヤング防犯ボランティアの育成**

2 自主防犯意識の醸成

県民が安全と安心を実感できる社会を構築するため、県、警察、市町村、地域のボランティア等が連携し、地域の自主防犯意識や連帯感も高めていきます。

特に、ひったくりや振り込め詐欺については、県民に対する広報啓発活動を実施します。

また、安全で安心なまちづくり旬間(10月11日から10月20日まで)における防犯パトロール隊出動式の実施や、警察「ふれあい」フェスタの開催等により広く県民の自主防犯意識の高揚を図ります。

- **防犯に関する広報啓発活動**
- **「ひったくり!防止 ちばカエル作戦」による広報啓発活動**
- **振り込め詐欺撲滅のための広報啓発活動**
- **安全で安心なまちづくり旬間における広報啓発活動**
- **警察「ふれあい」フェスタの開催**
- **警察ホームページを活用した効果的な広報の推進**
- **広報紙(誌)の発行**



警察「ふれあい」フェスタ



コンビニ防犯ボックス

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

コンビニ防犯ボックス

コンビニ防犯ボックスは、県・警察・市町村・地域住民との連携による新たな防犯体制を確立し、防犯ボランティア等と連携して見守り・パトロール活動等の防犯対策を推進するために、県民にとって身近な存在であるコンビニエンスストアに設置した地域防犯活動の拠点です。



3 犯罪の起こりにくい環境づくり

県民・地域団体・事業者などが連携して安全で安心なまちをつくるため、千葉県安全安心まちづくり推進協議会を開催するとともに、県内の繁華街・歓楽街が誰でも楽しめるよう歓楽街総合対策の推進を図ります。

また、道路・公園などの生活空間での犯罪の機会を減らすため、警察・市町村・県民などが連携した「まち」の防犯診断や、移動交番車の効果的な活用、タイムリーな犯罪発生情報などの情報提供などを通じて、みんなで安全で安心なまちづくりを推進します。

さらに、ひったくりなどの犯罪を防止するため、市町村が実施する防犯カメラの設置事業に対して支援します。また、振り込め詐欺撲滅対策として、振り込め詐欺相談専用ダイヤルの周知や振り込め詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターによる注意喚起に取り組めます。

- 千葉県安全安心まちづくり推進協議会の総会、万引防止対策部会及び高齢者の安全・安心対策部会の開催
- 県・警察・市町村・住民等による合同防犯診断の実施
- 市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助
- 犯罪発生マップ等による情報の提供
- 歓楽街総合対策の推進
- ちば安全・安心メールによるタイムリーな情報発信
- 振り込め詐欺相談専用ダイヤル
- 振り込め詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターによる県民への注意喚起の実施



移動交番車での防犯講話



合同防犯現地診断

4 相談対応の充実

県民の立場に立った相談対応の充実を図るため、より相談しやすい環境を整備するとともに、相談・管理体制の確立や関係機関と連携した相談者支援活動等を推進します。

- 警察に相談しやすい環境の整備
- 関係機関・団体との連携強化による相談者支援活動の充実
- 迅速・的確な相談対応に向けた管理体制の充実
- 女性相談者等の心情を理解した相談受理体制の確立
- 相談に係る広報啓発活動の推進



地域の安全を守る交番

5 警察基盤の整備

警察力強化のため、優秀な人材確保による体制の充実を図るとともに、若手警察官を中心に現場を想定した実戦的総合訓練などを実施し、人的基盤の強化を図ります。

また、防犯・防災の拠点である警察庁舎と地域生活の安全を守るセンター機能を有する交番及び駐在所の計画的な建て替え・整備を進めるほか、全ての交番及び駐在所において迅速な事件・事故処理などの対応や各種情報の収集が可能となる、交番・駐在所ネットワークシステムの構築を図るなど、地域防犯体制の一層の強化を図ります。

このほか、警察力の整備・再編による安全で安心できる地域社会を構築するため、警察力の在り方について見直していきます。

- 国に対する警察官増員の要求
- 交番相談員等の非常勤職員の計画的増員
- 訓練基盤の整備
- 警察署・交番・駐在所の計画的な整備
- 交番・駐在所ネットワークシステムの構築



地域に密着したパトロール



千葉県警察本部通信指令室

6 県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙

安全で安心できる県民生活を確保するため、科学捜査をはじめとした捜査基盤の充実・強化や優秀な捜査官の育成など、継続的かつ有効な犯罪対策を講じ、検挙により犯罪の抑止を図ります。

また、女性に対する重大な人権侵害である人身取引対策を進め、その撲滅を図ります。

- 重要犯罪等捜査支援システムの充実・強化
- 初動捜査体制の充実・強化
- 女性捜査員研修制度の推進
- 人身取引対策の推進

7 サイバー空間の安全確保

年々、悪質・巧妙化し増加の一途をたどるサイバー犯罪に迅速・的確に対応し、サイバー空間における安全・安心を確保するため、最新の情報を取り入れたネット安全教室等を開催し、県民の誰もがサイバー犯罪の被害者にも加害者にもならないための広報啓発活動を推進するとともに、サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化を促進し、安全なサイバー空間の確保を目指します。

また、サイバーテロは一たび発生すれば県民の安全・安心なくらしに大きな影響を与えることから、被害の未然防止や拡大防止に努めるため、重要インフラ事業者等に対するセキュリティ水準向上のための情報提供や、サイバー攻撃の発生を想定した共同訓練を実施するなど官民連携の強化を図ります。

- サイバー犯罪対策の推進
- 官民一体となったサイバーテロ対策の推進

8 組織犯罪対策の強化

暴力団による犯罪、薬物及び銃器の密輸・密売、来日外国人犯罪など、組織を背景とする犯罪が近年の治安悪化の要因の一つとなっています。各種犯罪対策を相互に連携させ、犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた諸対策を推進します。

- 暴力団総合対策の推進
- 総合的な薬物銃器対策の推進
- 来日外国人犯罪対策の推進
- 犯罪に関与するヤード*への取締り等の強化

9 犯罪被害者*等の支援の充実

犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう、関係機関との連携及び調和を図りながら、必要な支援を行います。また、若年層から犯罪被害者等の置かれた現状や支援についての意識を高めるため、県内大学・高校などの授業に被害者遺族の講演等を取り入れるなど、社会全体で被害者を支える意識の醸成を図ります。

また、犯罪被害者週間に合わせて、犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」を開催します。

さらに、被害者の相談に適切に対応するため、市町村や民間団体との連携を促進するとともに、県及び市町村の相談関係機関の職員に対する研修会を開催します。

- 経済的・精神的支援の充実による二次被害の防止・軽減
- 社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進
- 犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開催
- 民間被害者支援団体への相談業務委託
- 市町村・民間団体と連携した犯罪被害者等への支援
- 県及び市町村の相談関係機関職員に対する研修会の開催

10 DV・ストーカー防止と被害者支援の充実

DV*防止に向け、県民一人ひとりがDVに対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発や若者を対象とした予防教育に取り組んでいきます。

さらに、県内各地域において、相談から生活再建までDV被害者の状況に応じた様々な支援が実施できるよう、支援体制の強化を図ります。

また、つきまとい等*を繰り返すストーカー行為に対しては、警察において、被害者の立場に立った適切な相談受理を行うとともに、各市町村や関係機関と連携し、被害者の安全確保を図ります。

- DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進
- 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実
- DV被害者の視点に立った生活再建支援
- 被害者支援のための連携体制の整備
- ストーカー被害者の保護対策の推進
- ストーカー事案等への対応



DV防止街頭キャンペーン

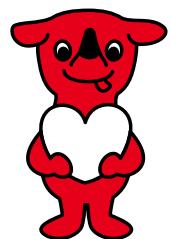
チーパくんの 光り輝く県づくりコラム

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など、親密な関係にある人から振られる暴力を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といいます。

DVは人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。

県では、15か所の配偶者暴力相談支援センターで、被害者からの相談を受けています。



② 交通安全県ちばの確立

目標

県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通環境の整備を推進し、交通事故のない、安全で安心して暮らせる千葉県づくりを進めます。

現状と課題

平成24年中における千葉県の交通事故死者数は、175人で全国ワースト8位、負傷者数は28,558人でワースト9位と全国的に見ても交通事故の発生が多い状況にあります。

誰もが安全で安心して暮らせる千葉県を実現するためには、県民一人ひとりが交通事故防止を強く意識し、行動するとともに、歩行者や運転者などそれぞれの道路利用者の視点に立った、交通事故が起こりにくい道路環境を整備するため、関係機関・団体などが連携して取り組むことが必要です。

また、交通事故死者数の5割弱が高齢者であることや、自転車の関連する交通事故の割合が減少傾向にある一方で死者数が増加していること、いまだ飲酒運転が根絶されていないことなどを踏まえた取組を重点的に推進していくことが必要です。

取組の基本方向

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報啓発活動や交通安全教育を実施するとともに、交通事故が多発している箇所において関係機関などが共同して行う現地調査等により、事故発生原因の分析等を行い、道路構造や標識などの整備・改善に取り組みます。

また、交通事故死者数の5割弱を占める高齢者の交通事故防止や、危険な走行が社会問題化している自転車の安全利用の推進に取り組みます。

主な取組

1 県民総参加による交通安全運動の推進

交通ルール、交通マナー、交通事故発生状況等を周知し、県民一人ひとりが交通事故防止に向けた意識の向上を図るため、年4回の交通安全運動をはじめ、各種キャンペーンなどの機会やホームページなどの広報媒体を活用した広報啓発活動を関係機関・団体と協同し、積極的に推進します。

- 四季の交通安全運動等の実施
- 警察ホームページ等による交通事故情報等の提供
- 交通事故防止のための広報啓発活動の推進
- 飲酒運転根絶対策の推進

2 高齢者の交通事故防止

高齢者が当事者となる交通事故の特徴、加齢に伴う身体能力の変化、交通ルールなど、交通事故防止に向けた意識付けを図るための広報啓発活動や交通安全教育を推進します。

あわせて、運転に自信のなくなった方が運転免許証を返納しやすい環境づくりを促進します。

- 参加・体験型高齢者交通安全リーダー研修の開催
- 交通事故情報の提供
- 交通安全グッズの配付
- 高齢者宅訪問活動の推進
- 交通安全キャラバン隊の活動の推進
- 運転に自信のない高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりの促進



交通安全運動出動式



参加・体験型高齢者交通安全リーダー研修事業

3 交通安全教育の充実

交通安全の必要性及び知識を普及し、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた実践的な交通安全教育を実施します。

また、地域や学校における交通安全教育指導者の育成に取り組みます。

- 幼児・小中高校生の発達段階に応じた交通安全教育
- 参加・体験型高齢者交通安全リーダー研修の開催(再掲)
- 幼児教育指導者に向けた交通安全教育



千葉県警察のシンボルマスコット
シーボック



スケアード・ストレイト自転車交通安全教室



交通安全教育

4 自転車安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上等のため、幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するほか、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発活動により、自転車の安全な利用を推進していきます。

また、高校生を中心とした「自転車マナーアップ隊」の編成及び活動を促進するなど「スマート・サイクルちば[※]」を推進するほか、酒酔い運転、制動装置不良など歩行者や通行車両に具体的な危険を生じさせたり、指導・警告に従わない悪質・危険な自転車運転者に対する指導取締りを行います。

- 幼児・小中高校生の発達段階に応じた自転車交通安全教育
- 参加・体験型高齢者交通安全リーダー研修の開催(再掲)
- 自転車安全利用キャンペーン(毎月15日「自転車安全利用の日」・5月「自転車安全利用推進強化月間」・九都県市合同自転車マナーアップキャンペーン)の実施
- 「自転車マナーアップ隊」の活動の推進
- 子ども自転車免許証モデル事業の推進
- 悪質・危険な自転車運転者に対する指導取締りの強化
- 自転車通行環境の整備推進



自転車免許証



自転車マナーアップキャンペーン



自転車専用通行帯

設置前



設置後



信号機の設置

5 交通安全環境の整備

県民からの情報・意見とともに、道路管理者や警察・関係団体等が協力して実施する、交通事故多発箇所の現地調査や通学路の合同点検などを生かし、通学路などの歩道整備や交差点改良などのハード対策に加え、見やすい標識の設置や注意喚起の路面表示などのソフト対策も併せて実施し、道路環境の整備・改善を進めます。

- 交通事故多発地点における共同現地診断の実施
- 交通事故調査委員会の提言に基づく交通安全環境の整備
- 交通安全施設の整備
- 道路環境の整備と改善



通学路の歩道整備

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

生活道路対策 ゾーン30

交通安全環境の整備の一つとして、警察では生活道路対策「ゾーン30」を進めています。

「ゾーン30」では、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、センターラインの抹消や路側帯の設置などの安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図っています。



6 交通事故相談の充実

交通事故による精神的負担や経済的負担に適切に対応するため、交通事故相談所において専任相談員及び心の相談員による、被害者等の心情や状況に配慮したきめ細かい相談業務を実施します。

■ 交通事故被害者等に対する相談

7 交通指導取締りの強化

無免許運転、飲酒運転、最高速度違反、交差点関連違反、放置駐車違反など悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を重点的に取り締まるとともに、多角的な交通事故分析に基づき時間、路線などを選定した上で、事故防止に有効な交通指導取締りを行います。

また、悪質な駐車違反の放置違反金未納者に対しては、差押えなどの徹底した徴収を行います。

■ 交通取締用装備資機材の整備・拡充と効果的な交通取締りの推進

■ 違法駐車対策の推進

8 効果的かつ科学的な交通事故事件捜査の推進

交通事故多発交差点での交通事故自動記録装置の活用や、事故現場における綿密な交通鑑識活動を展開するほか、専門家に交通事故の鑑定依頼を積極的に行うなど、事故原因の徹底究明を図り、迅速かつ適正な交通事故事件の捜査を推進します。

■ 交通事故鑑定の積極的な依頼

■ 交通事故捜査資機材の整備



現場鑑識活動



交通検問

③ 消費生活の安定と向上

目標

県民が安全で、安心な消費生活を送ることができる社会づくりを進めます。

現状と課題

情報化社会の進展や急速に進む高齢化など、社会・経済情勢が変化する中で、消費者問題は、多様化し、複雑化する傾向が続いており、消費生活相談員の増員をはじめとする相談窓口の充実や消費者の自立を支援する対策を講じてはなお、依然として消費者トラブルは跡を絶ちません。

平成23年度に、県・市町村に寄せられた消費生活相談は、約4万3千件で、相談の特徴として、60歳以上の高齢者の割合が30%を超え、インターネットを通じたトラブルや詐欺的な金融・投資商品などの相談が増えています。

このため、消費生活相談体制の充実に加え、国や市町村との更なる連携の強化と、家族や地域の見守りにより、消費者トラブルを未然に防ぐ取組が求められています。

食による最も身近な健康被害である食中毒事件なども跡を絶ちません。食品の生産から消費に至るまでの総合的な安全対策が求められています。

農薬等の不適正使用、BSEの発生、さらには東京電力福島第一原子力発電所事故などが発生したことにより、県産農林水産物の安全性に対する消費者の意識は高まっており、安全・安心な農林水産物の供給を確保する観点から、県産農林水産物の放射性物質モニタリング検査を継続して実施していく必要があります。

取組の基本方向

県民が安全で、安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実を図り、市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。

さらに消費者の自立を支援し、家族や地域での見守りを促進するための消費者学習や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

あわせて、県内で製造、生産又は流通する食品の安全性の確保に努めます。

また、農薬や飼料等の適正な使用を指導するとともに、県産農林水産物の放射性物質のモニタリング検査の実施や迅速な検査結果の公表により、安全な食品の供給と消費者の信頼確保に努めます。

主な取組

1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制の充実

県民にとって身近な市町村における消費生活相談体制の充実強化を図るため、消費生活相談員の配置等の取組を支援することにより、「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり」を進めます。

- 市町村相談体制等への支援
- 県消費者センター*の運営
- 消費者行政の活性化

2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

消費者の自立を支援し、消費者被害を防止するため、教育機関と連携したライフステージに応じた消費者教育の推進と消費者向け講座の開催等を通じた学習の機会を提供します。

- 自立支援講座の実施
- 消費者被害情報の提供

3 悪質事業者の指導・取締りの強化

不当な取引行為を行う事業者及び過大な景品類の提供や不当表示を行う事業者に対する指導を強化します。

また、ヤミ金融や悪質商法については、被害の拡大を防止するため関係機関・団体と連携を強化し、被害防止を図るとともに、積極的な取締りを行います。

- 事業者指導の実施
- ヤミ金融事犯対策の推進
- 悪質商法事犯対策の推進

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

千葉県消費者センター

千葉県消費者センターでは、悪質商法、契約上のトラブル、商品の品質や安全性などに関する相談に応じているほか、講師の派遣や啓発ビデオ等の貸出を行っています。

お気軽にお電話をください。

☎ 047-434-0999



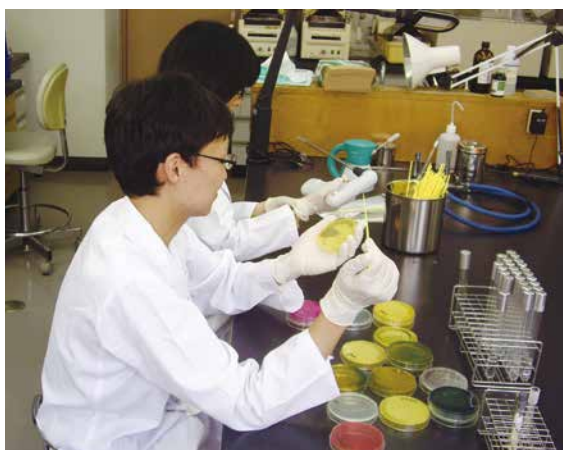
4 食の安全・安心の確保

県民の健康の保護を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーション*を推進します。

また、食品等営業施設への効果的な監視指導や食品検査を実施します。

食の安全性に対する消費者の意識が高まっている中、安全な県産農林水産物の供給を確保する観点から、放射性物質モニタリング検査など農林水産物の供給管理体制の整備など、食の安全・安心の確保に努めます。

- リスクコミュニケーションの開催
- 食品等営業施設の監視指導
- 検査機器等の整備及び精度管理の徹底
- 県内で製造・生産・流通する食品等の検査
- 安全な農林水産物供給管理体制の整備
- 食品の適正表示と生産履歴の適正管理
- 家畜衛生対策の強化
- 農薬や放射性物質検査、衛生管理指導による農林水産物などの安全な食品の供給



県の機関による食品の細菌検査



放射性物質モニタリング検査